

## マイナンバーカードと被保険者証の一体化 （「マイナ保険証」）について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年6月9日公布）が令和6年12月2日に施行されることに伴い、マイナンバーカードと被保険者証の一体化（「マイナ保険証」）を進めるため、令和6年12月2日から被保険者証の新規発行を終了する予定としています。

### マイナ保険証とは・・・

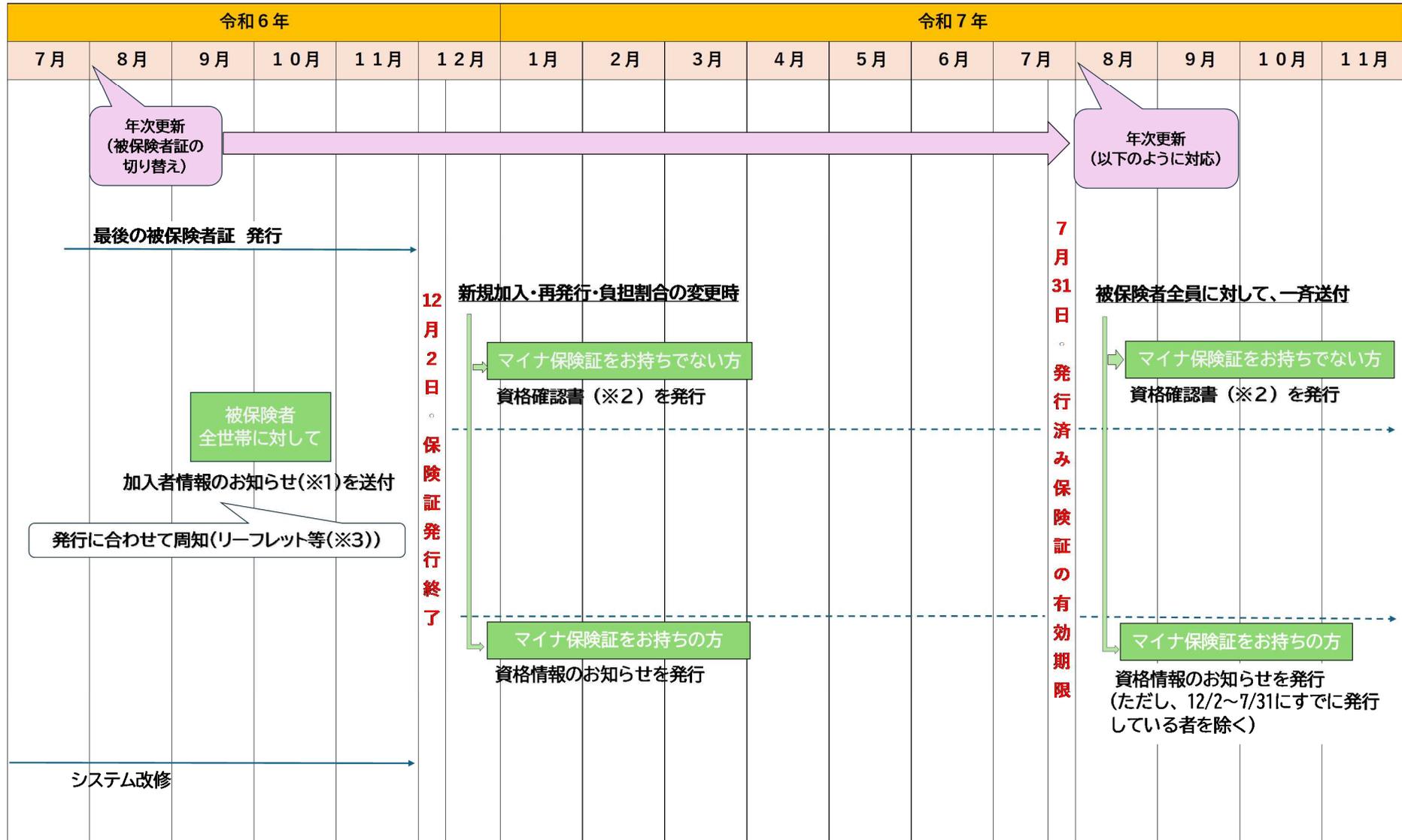
- マイナンバーカードをお持ちの方が、**「保険証利用登録」**することで、医療機関や薬局で、「マイナ保険証」として利用することが可能となります。
- **「保険証利用登録」**はマイナポータル（スマートフォン等）セブン銀行、市役所（市民課窓口等）、医療機関で行うことができます。また、医療機関では、受付の際、カードリーダーにマイナカードをかざし、顔認証又は暗証番号で、簡単に利用登録できます。
- 多くの医療機関で、「マイナ保険証」の利用が可能となっています。（市内では、おおよそ96%）（利用可能な医療機関である場合は、のぼりやポスターなどが掲示されています）

### 保険証廃止以降は・・・

令和6年12月2日以降、保険証は廃止となります。現在お送りしている保険証は、有効期限（基本：令和7年7月31日）まで使用することができます。

- マイナンバーカードを**お持ちの方**は、保険証利用登録をし、「マイナ保険証」としてご使用いただきます。
- マイナンバーカードを**お持ちでない方・保険証利用登録がまだの方は****「資格確認書」**を発行します。

# マイナ保険証関連事業スケジュール



## (※1) 加入者情報のお知らせ（例）

令和6年1月9日厚生労働省事務連絡における様式を参照

## 大切なお知らせ

医療保険のデータベースに登録されている  
個人番号（マイナンバー）のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、以下のとおりです。万一、異なっている場合には、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

氏名	個人番号（マイナンバー）
山田 太郎	**** * 1234
山田 花子	**** * 5678
山田 次郎	**** * 9101

（注）上記、個人番号は国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号の下4桁を表示しています。

【お問い合わせ先】  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇〇  
〇〇市国民健康保険課  
TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

交付対象者	全ての被保険者（世帯主宛てに発送）	
形式等	サイズ	A4 用紙
	記載内容	被保険者氏名、被保険者記号・番号、生年月日、個人番号（マイナンバー）※下4桁のみ表示
送付時期	9～10月予定	
目的	保険者（市）の把握している加入者情報を通知することで、全ての方に安心してマイナ保険証を利用していただけるようにするために送付します。	

## (※2) 資格確認書 (例)

山口県	有効期限	(枝番)
国民健康保険	記号・番号	
資格確認書		
氏名		性別
生年月日		
世帯主氏名		
住所		
適用開始年月日		
交付年月日		
保険者番号	350090	
交付者名	山陽小野田市	

形式等	サイズ	カード (たて 5.4 cm × よこ 8.6 cm)
	素材	紙
	色彩	県が毎年指定する色 (R6.12.2～R7.7.31 については、オレンジ色を採用予定)
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名・性別・生年月日</li> <li>・ 世帯主氏名・住所</li> <li>・ 被保険者記号・番号・枝番、保険者番号・交付者名</li> <li>・ 適用開始年月日、交付年月日</li> <li>・ 負担割合、発行期日 (70 歳以上の被保険者のみ)</li> <li>・ 有効期限</li> </ul>	
有効期限	1 年間 (8 月～翌 7 月)	
目的	令和 6 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証をお持ちでない方については、マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができないため、「資格確認書」により被保険者資格を確認できるようにします。	

(※3)リーフレット (厚生労働省から新しいリーフレットが発出された場合等、周知広報時に変更する可能性があります。)

(表面)

(令和6年4月時点)

**△ご注意ください!**

今年12月2日から  
現行の保険証は  
発行されなくなります

※今回お手元に届いた保険証は令和7年 月 日まで有効です

医療機関等を受診の際は  
**マイナンバーカード**  
をご利用ください

とってもカンタン!

**1 受付**

マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。



カードリーダーで  
マイナンバーカードを  
保険証として登録  
できます!

**2 本人確認**

顔認証または  
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



OR

**3 同意の確認**

診療室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。

過去の情報を  
利用いたします

過去の診療情報や検査結果を  
診療に活用させていただきます。  
ご同意いただける場合は「同意する」  
ボタンをクリックしてください。

(40歳以上対象)  
過去の情報を  
利用いたします

過去の診療情報や検査結果を  
診療に活用させていただきます。  
ご同意いただける場合は「同意する」  
ボタンをクリックしてください。

**4 受付完了**

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

※顔認証機能もご利用される方は、顔写真を登録する必要があります。

(裏面)

**!** マイナンバーカードを保険証として利用するための  
登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

**STEP1.** マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



**STEP2.** マイナンバーカードを  
保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



**マイナンバーカードを使うメリット**

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。



保険者クレジット